

<論文>

穀物流通政策の国際比較¹⁾

吉木 信

I アメリカの穀物流通政策

(1) カーター大統領の対ソ穀物輸出禁止

カーター大統領は、1980年1月4日の年頭教書において、ソビエトに輸出することになっていた穀物1,700万トンの引渡しを禁止する命令を発した。

昨年、1979年の10月3日、アメリカの政府代表がモスクワにおもむいて、穀物2,500万トンをソビエトに輸出するという契約を結んで世界を驚かせたが、その2,500万トンのうち、800万トンは引き渡すが、残りの1,700万トンは引き渡さない。その理由は、ソビエトが昨年末すなわち1979年12月24日にアフガニスタンに進攻したことに対する制裁のためのものである。

この間の事情を知るためには、今より4年前の1976年にソビエトのブレジネフ書記長と、アメリカのニクソン大統領との間に結ばれた、「米ソ穀物協定」の内容を知る必要がある。その内容は、① ソビエトは自国がいかに豊作でも年間600万トンは義務量としてアメリカから輸入する。② 800万トンまでは、自動的に買い増しできる。③ それ以上はアメリカの許可を必要とする。④ ただし、アメリカの総穀物生産高が、1974年水準（2億2,500万トン）を下回ったときは、アメリカは年600万トン以下に抑制できるというものである。

カーター大統領の命令した穀物1,700万トンの引渡し禁止とは、上記の「米ソ穀物協定」による輸入わく2,500万トンのうち800万トンは協定による保証分

1) この論題と同じ論題を掲げて筆者は去る5月29日、中央大学で行われた第36回日本商業学会全国大会の統一論題として研究報告をした。

穀物流通政策の国際比較（吉木）

だから約束通り引き渡すが、残り 1,700 万トンは、世界の平和と、アメリカの安全保障のために引き渡しを禁止する (will not be delivered) というのである。

ソビエトは輸入できるとあてにしていた 1,700 万トンが手に入らないと困るわけであるが、困るのはソビエトだけではない。過剰穀物を輸出できると喜んでいた大平原を中心とするアメリカの農民が穀物が売れなくなるので困つてくるのである。

アメリカは全耕地の 4 分の 1 は輸出のためのものとしてあてているといわれている。アメリカで生産される穀物の 3 分の 1 が輸出され、小麦の 2 分の 1 が輸出されているのであるから、アメリカは穀物の輸出国であり、輸出がとまればアメリカ農民は苦しむ。

昨年、1979 年はアメリカは大豊作の年で、輸出禁止前に、すでにアメリカは大きな在庫をかかえて、農民は輸出意欲をもやしていたのである。在庫は供給量から輸出量を差し引いたものであるが、その年の供給量をみると、その年の生産量に年度はじめの在庫が加えられねばならぬ。79-80 年度についてみると、飼料穀物（えさ用）においては、2 億 7,540 万トンの供給量に対してその 26% にあたる 7,110 万トンが輸出される見込みであって期末在庫は 4,740 万トンの見込みであった。小麦は供給量の 46% にあたる 3,800 万トンが輸出され、期末在庫は 2,320 万トンの見込みであった。また、大豆は供給量 6,560 万トンの 34% にあたる 2,250 万トンが輸出され、34% にあたる 2,250 万トンが輸出され、期末在庫は 1,090 万トンとなる見込であった。輸出禁止がない場合でも在庫量の合計は 8,150 万トンと最近にない多い水準を示すであろうと予測されていた。その矢先に、このカーター大統領の輸出禁止の命令である。この輸出禁止分が加われば在庫はさらにふえる。価格はもちろん下る。このために農家の困難は一層深刻になろう。

そこで 1 月 7 日に、モンデール副大統領が救済措置を発表したのである。すなわち、ソビエトとの契約分は一応政府がその価格で買い上げる。その価額は 22 億 5,000 万ドル（5,000 億円）であって、政府がその財政負担をする。それから輸出禁止のための過剰により相場が下っても、農家に損をさせぬ様にこまか

い措置を講じる。あまたの穀物は、対外援助や国家備蓄をふやす方に使う。1月4日にカーター大統領が輸出禁止をした直後には、シカゴ穀物取引所における小麦の相場は大暴落して4ドル台を割ったのであったが、モンデール副大統領の上記の事後処置が功を奏して、小麦の市場価格は大体カーターが輸出禁止をした時の水準にかえった。

(2) アメリカの農産物価格支持制度

しかし、今年（1980年）はアメリカの小表は作付面積が冬小表も春小表もふえて1割位のびたし、気候のコンディションも非常によい。ソビエトの小麦も、雪におおわれた（snow covered）ため保護されて収穫予想がよいというので、全般的な好材料が重なって、穀物相場は下り、4月は相場が低迷していて、1ブッシュル当たり3ドル90セント位であったが、4月中旬には、また、4ドルの線を越えてきている。

今日のアメリカの小麦の市場価格は、世界の穀物不足を反映して高いので、目標価格（target price）を下回ることはない。

したがって、現実には不足払いの必要は起っていない。

ここに、「目標価格」（target price）というのは、生産者に対する不足払いの基準となる価格であって、穀物年度の最初の5ヶ月の全国平均生産者受取価格あるいは「融資レート」（Loan-rate）の何れか高い方が「目標価格」を下回った場合、生産者はその差額に一定の生産量（政府の割り当てた面積×正常収量）を乗じた額について、政府から不足払いを受けられるというものである。

1980年の小麦の目標価格は1ブッシュル当たり3.63ドルである。「融資レート」（Loan-rate）は、市場価格が融資レートを下回った場合、政府の農産物生産計画や「セット・アサイド」（減反）に参加した生産者は、自分の生産した農産物を担保として「商品金融公社」（Commodity Credit Corporation—CCC）から融資レートで融資を受けることができるが、もし市場価格が融資レート水準まで達しない場合には、生産者はその農産物をCCC（商品金融公社）

に引き渡すことによって、返済に代えることができるというのである。したがって、融資レートは生産者に対する実質的な最低支持価格としての性格をもっている。

1980年的小麦の融資レートは、1ブッシュル当たり2.50ドルである。しかし、小麦の相場が1ブッシュル当たり2.50ドル以上に上っても生産者は寄託した小麦をCCCからとり出すことはできない。小麦の価格が「解放価格」(Released price) 3.75ドルに達すると生産者は穀物をCCCからとり出すことができる。さらに小麦の相場が「放出価格」(Call price) 4.75ドルに達すると生産者は寄託小麦をCCCからとり出すことを強制される。

（3）アメリカの巨大穀物商社

ソビエトは、穀物生産地域がひどい寒冷地にまたがっているため、3年か4年に一度は凶作に見舞われる。1昨年1978年はソビエトの穀物生産は空前の大豊作で2億3,000万トンの生産をみたのに、昨年1979年は前年より5,000万トン減の1億8,000万トンの凶作であった。1975年の凶作は1億4,000万トンにも足らず1972年の凶作は1億6,000万トンの生産にすぎなかった。1975年の凶作のときも1972年の凶作のときもソビエトはひそかにバイヤーをアメリカに潜入させ、アメリカの巨大商社カーギル社、コンチネタル社等から大量の穀物を買付けさせた。買付けを隠密裡に行おうとするソビエトの要求と、商談を秘密裡に進めようとする穀物商社の利害とはよく一致する。1972年のソビエトの買つけの場合は、アメリカ農務省は多額の輸出補助金を分担して、ソビエトは非常に廉価に穀物を買付けることができたのである。

ソビエトの買付けはアメリカ国民も、アメリカ政府も知らぬ間に行われて、気がついたのは翌年1973年であった。アメリカ穀物の在庫が空になっているのに驚いたニクソン大統領は大豆の輸出禁止を命じたのであった。

もしあのとき、ソビエトの買付けが公然と行われたら穀物相場ははね上って、ソビエトも買付けに失敗したと思われる。カナダやオーストラリアの様に「穀物委員会」が取引の実権を握っているところでは、とても取引を秘密に進

穀物流通政策の国際比較（吉木）

めることはできないであろう。ここにアメリカの穀物商社を通じての取引の長所と短所があるわけである。

1972年にも、ソビエトのバイヤーはアメリカの巨大穀物商社から穀物を買付けたが、そのうち小麦買付けの内訳は次表の通りである。

表 I 1972年のソビエトによる小麦買付けの内訳

(単位 万トン)

商 社 名	第 1 次 (6.29—7.21)	第 2 次 (7.21—8.14)
Continenal, N. Y.	500	ナシ
Cargill, Inc, Minnesota	100	100
Louis Drefus, N. Y.	75	150
Cook, Inc., Memphis	60	30
Garnac, N. Y.	20	35
Bunge Corp. N. Y.	ナシ	60
計	755	375
全 量		1,130

Register 誌, 1972年10月5日号。

これらの巨大穀物商社がアメリカで取引される穀物の90%を取扱っているといわれている。これらの穀物メジャーは、アメリカ産の穀物のみならず、カナダやオーストラリアの穀物をも取扱う。取扱いの基準となる価格はシカゴ穀物取引所の相場である。これらの穀物メジャーは多国籍にわたり、それぞれ古い歴史をもっているものが多い。

カーギルは国際穀物取引量において、世界貿易量の4分の1の取扱量を誇る商社である。カーギルは大規模な多角化を遂げた「コングロマリット」（集塊企業）だ。83の支店をもち、14,500人の従業員をかかえる多国籍企業、日本が輸入する小麦の31%、食用大豆の46%を取扱うという。株式は非公開、1963年の『タイム』誌は、この会社を評して、「秘密主義の、血統交配のひっそりした」企業だといった。この会社の販売総支配人ソーンダースはエネルギーッシュな実業家である。この企業の創立は古く、1850年代（南北戦争前）の昔にさかのぼる。創立者の名はウィル・カーギル、スコットランドのオークニ島出身の

穀物流通政策の国際比較（吉木）

商船長の息子であった。若いウィルはアイオワの鉄道終点の近くに、小さな穀物倉庫を一軒建てた。やがて鉄道網の発展、水路の開拓に伴って、ウィルは穀物の帝国を築いていたが、彼の末裔はさらに拡大につとめ、今日の大をなしたのである。

カーギルと肩を並べる穀物商社に「コンチネンタル」がある。貨物船數十隻、ハシケ数百隻を所有し、系列の子会社数は少くとも100を下らない。製パン業、養鶏、冷凍食品包装業などのほかに、アルゼンチンの大牧場での牧畜業、スペインのスキー場経営、穀物飼料その他の分野にわたっている。1972年のソビエトの買付けの時、ソビエトのバイアーが最初に買い付けたのはこの商社からであった。

コンチネンタル会社の創立は遠く1813年の昔にさかのぼる。オーストリアの宰相メッテルニヒがナポレオンのフランスに向って征討軍を派遣した年、フランスの町メットにいたシモン・フリブルーは、アーロンの町に移り住み、そこで穀物問屋を開業した。1848年、シモンの息子ミッシェルはベッサラビアのダニューブ峡谷（今のウクライナの一部）にたどりついた。この時、彼は小麦と換金するための金（きん）の袋を肌身離さず持っていたが、これで飢餓に打ちひしがれた祖国を救うつもりだった。1870年の独仏戦争で、ベルギーは終始中立を保っていた。そこでミッシェルの息子アーサーはベルギーとルクセンブルグに四軒の製粉工場を建てた。ドイツ皇帝カイザルの軍隊がベルギーに侵入するに及んで、会社をロンドンに移したが、それから5年後、ふたたびアントワープに本拠をもどし、Cie Continentale d'Importationという社名を掲げた。いまや時代は、アメリカをして輸出穀物を主要生産国として台頭せしめつつあった。1922年、フリブルー一族はシカゴ店を開設したが、その時の社名が「コンチネンタル穀物会社」であり、間もなくこちらの方が一族の商売の拠点となつた。

ドレフュスはフランスの多国籍企業である。1972年の段階では、ドレフュスと肩を並べたクック（Cook）は、1977年に、投機業者バンカー・ハントと大豆の相場を争って倒産した。そのバンカー・ハントも最近の新聞報道によると、銀相場に失敗して倒産に瀕しているという。

（4）アメリカの巨大穀物商社と、日本の食糧庁と総合商社

日本はアメリカから毎年300万トンの小麦を安定的に輸入している。アメリカにとって日本は穀物の最大の顧客といえる。それではどういう経路を通って、アメリカの小麦は日本に輸入されるか。アメリカには、コンチネンタル、カーギル、ドレフェス、ブンゲの4大穀物商社が、アメリカで取引される穀物の90%を支配しているといわれている。1972年当時はこの他にクック（Cook）社があったが、1977年に投機業者バンカー・ハントと大豆相場を争って、倒産して消えている。アメリカの小麦を輸入できる商社は、日本の食糧庁に登録されている27の商社で、有力な商社はほとんど網羅されている²⁾。

食糧管理法第2条にいう麦とは、大麦、裸麦、小麦であって、昭和27年に直接統制から間接統制に移行され、ここに問題としている麦の輸入については、第11条に「麦の輸出、輸入については政府の許可がなければそれを行なうことはできない。輸入した麦はその全量を政府に売り渡さねばならない」ことになっている。実際には、政府は、輸入業者と売買契約を結び、これにつき輸入許可を与えて輸入を行わせ、輸入された麦を輸入港港頭倉庫で買い入れるという仕組みで、計画的に外国産麦の輸入を行っている。

輸入業者との契約については、政府の定める需給計画に基づいて円滑な買付けを行うため、食糧管理法および会計法の規定に従い見積り合せによる随意契約によっている。

なお、具体的な買入手続きは、外国産食糧買入要綱、買入事務取扱要領、買入事務取扱要領、買入条件および売買契約書の定めるところによるが、その概略は次の通りである。

ア、輸入業者は登録申請して食糧庁に輸入業者としての登録をする。

イ、食糧庁は買入限度・数量の設定及び通知、買入条件等の通知をする。

2) 日本穀物輸入登録商社は次の27社である。三井、兼松、日綿、三菱、丸紅、日商岩井、東食、伊藤忠、住友、東綿 ユアサ産業、金商又一、東邦物産、加商、ラサ商事、東京貿易、加藤商会、産業貿易、明和産業、野村貿易、大洋物産、大蔵商事、伊藤万、野崎商事、和光交易、明商、組合貿易（全農の輸入部門）

穀物流通政策の国際比較（吉木）

ウ、穀物輸出業者は日本の輸入業者との間に商談を成立させると、後者は食糧庁に売渡し申込みを行ない、食糧庁は会計法第29条の3にもとづき、入札（随意契約）の実施を行う。

エ、穀物輸出業者は、輸入業者とFOB価格による売買契約の締結を行ない、食糧庁は通産大臣の意を体して、輸入貿易管理令第9条に基づき、輸出業者と輸入業者の間の売買契約に基づき用船契約を締結する。

オ、輸入業者は、輸出国の船会社に配船を指図し、穀物輸出業者は船会社から船荷証券の発行を得て船積を行う。

カ、船荷証券が輸入国の為替銀行に到着すると、輸入業者は食糧庁にこれを呈示して、買入代金の概算払（70%）を受ける。

キ、輸出国を出た船が輸入国の港に入ると輸入業者は、食品衛生法、植物防疫法、関税法の適用を受けて入関手続きをすます。

ク、輸入業者は、荷揚げして、港頭倉庫に倉入れし、食糧庁による品質・数量の検査を受ける。

ケ、輸入業者は小麦の現品を食糧庁に引き渡しを完了すると、食糧庁は輸入業者に対して買入代金（精算）を支払う。

以上の輸入手続きを具体例を以て説明すると、たとえば、三菱商事がアメリカのカーギル社から穀物を輸入するということはどういう効果を生ずるかについて説明しよう。

麦については、日本は国家貿易品目になっている。国が食管法で麦の輸出入の統制をやっているから、民間が政府を通さずに勝手に入れても商売にならぬのである。政府の許可がなければ駄目なのであるから、政府を抜いた民間の貿易では駄目なのである。基本的にはそれだけのことであるが、もっと詳しく説明をすると、食糧庁は小麦なら小麦について年間560万トンぐらいいるという年間の需給計画をたてて、1週間に1回づつ穀物輸入登録商社に呼びかけて入札で買入契約をする。つまり食糧庁は商社に条件としては、穀物が日本の港についた時点で、cif価格に荷役料を加えたもので、引渡しの個処としては、港湾の穀物サイロに搬入するという条件であって、そういう条件で食糧庁は入札を経て売買契約を結ぶ。結んだ商社には食糧庁は輸入許可証を発行する。輸入

許可証があるから、それによって、商社は海外から穀物を輸入してくるのである。実際の海外での買付は商社がやるわけであるが、勝手にやるわけではなく、食糧庁が必要とするものを買うのである。輸入した穀物は商社がその全部を港で政府に売り渡すのである。商社が輸入許可のあった穀物については、アメリカの穀物商社たとえばカーギルなりコンチネンタルなりその他の穀物メジャーから買うのであるが、或いはまた、現地の奥地で直接産地の穀物業者から買う場合もあるのである。商社活動をどのようにしようと全く free market (自由市場) において行うのである。ただ輸入には食糧庁の許可が必要である。たとえば、三井物産がアルゼンチンの小麦を買おうとしても、食糧庁が、製粉業者に聞いてそれを需要しないという時は、食糧庁は需要者の意向に基づいて輸入を許可しない。現実に日本はここ数年、アメリカ、カナダ、オーストラリアの3国のみから小麦を買っているのである。すなわち食糧管理法の第11条に「麦（米も）の輸入（輸出も）政府の許可を必要とする」と規定してあるからである。こうして輸入された小麦は、港頭で全部食糧庁に引き渡される。食糧庁はかくして保管されたものの中から製粉業者の申込みに応じて売り渡すのである。

（5）アメリカ小麦連合会

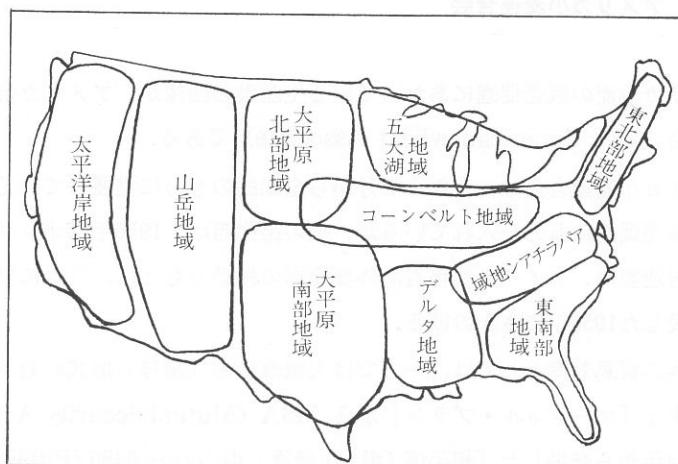
アメリカ小麦の販売促進にあたっている生産者の団体が、アメリカ合衆国小麦連合会 (WA, American wheat Associate) である。

アメリカ小麦連合会は、今年の2月から全米的のものに発展して、EC等への小麦販売促進にも力を入れているが、その出発点は、1956年にオレゴン州小麦生産者連盟が、アメリカ農務省海外農務局の援助のもとに、日本に東京事務所を開設した1956年にさかのぼる。

農産物の貿易対策としては、一方では大戦直後の「贈与」形式の对外援助を中心とする「マーシャル・プラン」から MSA (Mutual Security Act) をへて、1954年から登場した「相手国（現地）通貨」中心の公法480 (Public Law) に支えられて、各種農産物団体は、外国市場への輸出を促進すべく、農務省と

契約を結び、政府資金を利用できるようになった。

その2年後の1956年にオレゴン州小麦生産者連盟が前述の如く東京事務所を開設すると、日本における小麦マーケティング戦略の推進は主として、この生産者団体の担当するところになった。1959年になると、ワシントン、アイダホ両州の小麦生産者がこれに加わり、日本における販売促進に成果をあげた。その成果の第1は、キッチン・カー（台所つき自動車）を日本の農村地帯に走らせ「長生きしたかったらパンをたべよう」というキャッチフレーズで日本の農村婦人をパン食に導いた。第2に、日本の学校給食をパン食にして少年時よりパン食の習慣をつけることに成功した。はじめ日本に入ってきた小麦は、白小麦（White）という軟質小麦でパン製造には適さなかったが、アメリカ小麦連合会がアメリカの全地域の小麦生産者を総合するに及んで、大平原中央部のHard Red Winter、大平原北部のHard Red Spring（共に蛋白質の含有度が12.00位で高く、製パン原料として最適である）やDurum（硬質ガラス質でスパゲティ・マカロニの原料にのみ使用される）等の小麦が日本に入ってくる様になり、今日、日本は総輸入量560万トンのうち、アメリカ合衆国から55%程度、カナダから約25%，オーストラリアから20%弱と、小麦輸入は安定的に推移している。



図I アメリカの農業地域区分

II ソ連の穀物流通政策

（1）ソ連の経済5ヶ年計画と穀物輸入

ソ連は米国と肩を並べる世界の食糧生産における大国である。このどちらの国も豊作だった1978年産についてFAO（国連食糧農業機関）の統計をみると、穀物生産量は米国は2億7,000万トン、ソ連は2億3,000万トンであって、この二カ国で世界生産量15億8,000万トンの32%を占める。この場合の穀物(cereals)とは「小麦、粗粒穀物、米」の三者を含む。「粗粒穀物」は「飼料穀物」とほぼ同じことを意味し、とうもろこし、こうりやん、大麦、それに精米ベースで計る米(こめ)を含む。貿易量の少ない米を除き小麦・粗粒穀物だけでみると、世界生産量の41%を占める。人口は米ソ合計して世界人口(42億人)の11%だから、穀物生産の大きさがわかる。

ところで、この米ソ両国は、60年代末まで、食糧を通じての関係を持たなかった。63年と65年のソ連の大凶作のときは、ソ連は主としてカナダから買い、米国はそれにおつき合いをした程度に過ぎなかった。したがって71年までは対ソ輸出ゼロ状態を続けていた。米国は穀物過剰に悩み、ソ連の国民は食糧事情において満足すべきものではなかった。しかも「冷戦」は両国を引き離したままにしていた。

しかし、69年1月、政治面にニクソン大統領が登場してくると、「デタント」(緊張緩和)の暖風がふき始めた。ブレジネフ政権は71~75年の第9次経済5ヵ年計画で、国民の食生活の向上、なかでも食肉、卵、牛乳の供給を大幅にふやすことを約束した。食肉については、75年は70年実績比23.5%増を約束した。ブレジネフ書記長が飼料基盤について充分な見通しのないままに、畜産物の供給増大を柱とする第9次5ヵ年計画を発足させたのは、立案当時(70年)からすでに米国の穀物在庫に依存することを計算に入れていたのではないかと思われる。

ところが72年のソ連の穀物生産は、対計画比10.8%，2,000万トンの減産で

あって1億6,114万トンの生産に過ぎなかった。そこでソ連は72年の6月末にソ連政府が米国に送ったバイヤー数人によって、隠密裡にまず、小麦400万トン、飼料穀物450万トンの買付契約をさせた。このようにして、6月29日から7月21日にかけての第1次の買いつけには755万トンの小麦を、7月21日から8月14日にかけての第2次の買付には375万トンを、合計1,130万トンの小麦が、アメリカの穀物商社とソ連のバイヤーとの間に全く隠密裡に買いとられていったのである（前掲表I参照）。ここで隠密裡というのは、シカゴ穀物取引所の相場をなんら刺戟することなくして、誰にも知られずにという意味である。アメリカ政府が、ソ連が米国の穀物を根こそぎかっさらって行ったことに気付いたのはその翌年の73年であって、これに対応する応急措置として大統領は、大豆の輸出を禁止したが、すでに手遅れであったのである。この年ブレジネフ書記長訪米の際、米ソ両国は核戦争防止協定と同時に、農業技術協力協定にも調印し、74年の米国凶作（穀物生産量2億トン）、75年のソ連大凶作（同1億3千万トン）を経て、76年には米ソ穀物協定を結んだ。

この協定によってソ連は第9次経済5ヵ年計画（76～80年）を安心して遂行する基盤ができたわけである。ブレジネフ書記長は81年からはじまる第11次5ヵ年計画においてもこの米ソ穀物協定を延長（第10次穀物協定の期限は81年9月まで）して活用するつもりであったようである。というわけは、ブレジネフ書記長は78年7月の段階で、異例なことに早くも第11次5ヵ年計画の穀物・食肉などの生産目標を示した。無論それにはソ連自身の穀物自給率向上の意図も含まれていたであろうが、ソ連の穀物生産の水準や変動の大きさからすれば、穀物輸入はやはり欠かせない。食肉生産の目標が現行計画より大きく抑制されているのなら、話は別であるが、ブレジネフ書記長の指示した目標ははっきりとした増産路線であるから、米国からの穀物輸入をあてにしていたとしか考えられないのである。

ところが今年の年頭教書（1月4日）においてカーター大統領は、ソビエトが昨年末の12月24日アフガニスタン進攻に対して、その制裁として穀物1,700万トンの輸出を禁止したのであった。この禁輸がソビエトにどれだけの打撃を与えるものであるかを評価するためには、79-80穀物年度においてソビエトの

穀物流通政策の国際比較（吉木）

不足量はいくらになるかを計算してみる必要がある。米国はそれを3,400万トンと計算している。その算出の根拠は、79年産のソビエト穀物生産量は1億7,900万トンであるから、（前年2億2,900万トン）比5,000万トンの減である。いま，在庫取り崩しを1,600トンとすれば、まず3,400万トン（ただし100万トンはソ連の再輸出用）の需要量ということになる。

カーター大統領のいう「禁輸量1,700万トン」というのは、3,400万トンのうち、ソ連の対米輸入わく（昨年の米ソ間協議で決定）は、2,500万トンだが、800万トンは協定による保証分だから、残り1,700万トンが禁輸対象分ということになる。したがって、その分が他国の輸入で代替されなければ、ソ連の不足量は1,700万トンとなる。米国の対ソ禁輸に対して、カナダ、オーストラリア、ＥＣは対米協力で歩調を合わせ「1,700万トンの穴埋めはしない」といっているが、ブラジル（大豆）とアルゼンチンは商売は別だ、といい、既にソ連はアルゼンチンから500万トンの穀物を買ったと報ぜられているからソ連の輸入量は2,470万トンになるであろうと、米国の農務省は1月17日の「世界穀物需給予想において述べている。

もしそうであれば、ソ連の不足量は約900万トンとなる。この程度であれば、ソ連の穀物消費量は米国の推定によれば、79-80年は2億2,800万トンであるというからその4%であり、飼量穀物消費量も同じく米国の推定によれば1億2,800万トンであるというから、その7%であるから、オリンピックの時期さえうまく越えればがまん強い国民だけに、多少食料買入れの行列が長くなったり、75年の凶作時のように一、二週間に一度「肉なしデー」が復活しても、食肉の小売価格は62年以来据え置きだから、国民の不満がそう高まるとも思えない。

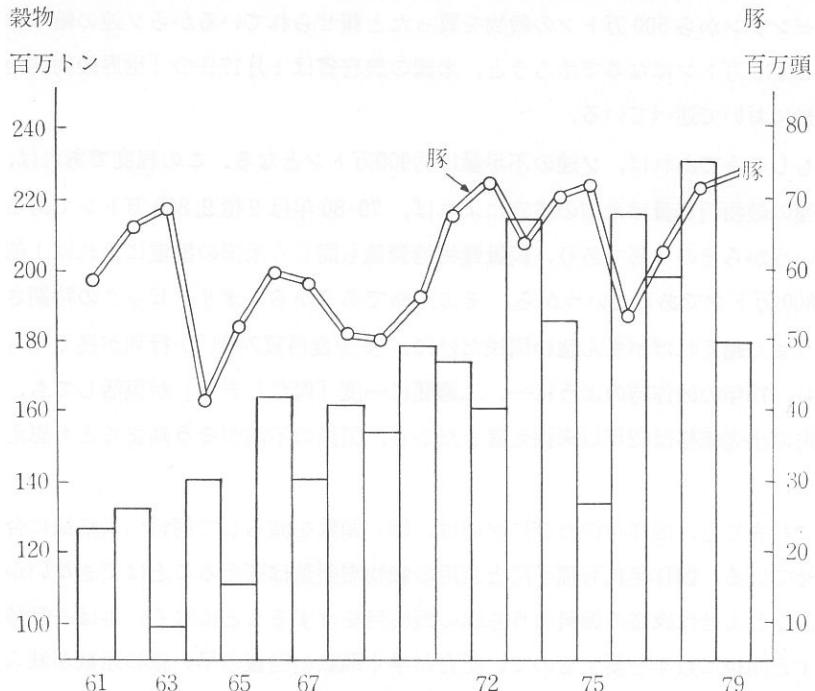
これまでも、凶作年のたびにソ連は、豚の頭数を減らして飼料の供給減に合わせている。凶作年にも種子用と食用の穀物需要量は変えることはできないから、しわよせは家畜の飼料のうち豚の飼料用をけずることになる。牛は一旦減らすと回復に数年を要するので、肥育が早く頭数の回復の早い豚の頭数が減らされることになるのである。図Ⅱは穀物の作柄と豚の頭数の関係を示す。左側の目盛りは穀物の生産量を100万トン単位に示し、右側の目盛りは豚の頭数を

穀物流通政策の国際比較（吉木）

100万頭単位に示す。下に書いてある年次は凶作の年を示す。この表は凶作の翌年には豚の頭数が顕著に減少していることを物語っている。たとえば、1972年が不作の年であるが翌73年には豚の頭数が落ち込んでおり、75年の穀物生産は1.4億トンにも満たない年であったがその翌年は豚の頭数は顕著に減少している。これに見合う表IIを参照されたい。

7年前、1973年にアメリカは大豆の輸出を禁止したが、これは72年ソ連のバイヤーが、アメリカの穀物商社から隠密裡に、ソ連の保有する金準備に大穴を空けてまで、大麦、とうもろこし、おーと麦、大豆等を大量に買い占めて行ったためであった。

今度の対ソ禁輸と、73年の大豆禁輸とのおもな違いは、1980年の禁輸は対象品目が穀物、大豆、対象国はソ連および全世界ということのほかに、前回は国内需給の窮迫を理由としたのに対し、今回は世界の平和とアメリカの安全保障



図II 穀物収量と豚の頭数
FAO, production yearbook より。

穀物流通政策の国際比較（吉木）

ということを根拠にしていることである。

表II ソ連の穀物生産高と豚の頭数

年 度	1961	1962	1963	1964	1965
穀 物 生 产 1	126,774	132,646	99,462	140,960	114,453
豚 の 頭 数	58,674	66,705	69,900	40,858	52,843
1966	1967	1968	1969	1970	1971
164,153	141,337	162,328	154,556	179,176	174,214
59,576	58,028	50,867	50,761	56,100	67,483
1973	1974	1975	1976	1977	1978
214,083	186,994	134,803	215,104	188,259	229,450
66,593	70,032	72,272	58,799	63,055	70,511

III ECの穀物流通政策

(1) ECの成立過程

第2次大戦後、平和がよみがえったとき、ヨーロッパの世界における地位は前大戦後にもまして下落していた。戦勝国、戦敗国を問わず、ヨーロッパ諸国は米ソ二大強国の谷間に置かれ、米・ソいずれかの見解に組みすることなくしては、自国の見解を主張する術のないみじめな境遇に追いおとされた。したがって、米国および共産圏に匹敵しうる一体としてのヨーロッパの再建が個々の国との問題と不可分の問題としてとりあげられた。

他方、米国務長官マーシャルは、欧州諸国が協力して経済復興計画を作成することを条件に、アメリカは出来る限り援助を与える旨の提案を行った。この提案に基づいて欧州18カ国によって設立されたのが、欧州経済協力機構(OEEC)である。

1950年1月 OEEC 理事会によって採択された勧告案の中に基礎産業の共同管理案がとり上げられた。同年5月、ロンドン三国外相会議においてシューマ

ンは、独とフランスの石炭と鉄鋼の全生産を欧州諸国が参加する合同の最高機関のもとにおく計画、いわゆるシューマン・プランを発表した。イギリスは主権の制約を嫌ってこれに参加しなかったが、結局、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの6カ国だけによって1951年欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)条約が調印された。しかし、このような部分的共同体では不充分なので、総合的な経済共同体EECと、原子力共同体(EURATOM)が上記6カ国により、1957年に調印された。EEC(ヨーロッパ共同体)はこの3者すなわちECSC、EEC、EURATOMの総称である。別にイギリスはオーストリア、スイス、ポルトガル、スエーデン、ノルウェイ、デンマークの7カ国でEFTA(欧州自由貿易連合)を結成した。しかし、1973年に、イギリス、スエーデン、アイルランドの3カ国が加わり、EECは9カ国から成ることになった。

(2) 共通農業政策と西ドイツおよびフランス

EECは対外政策、域内経済政策の多くの分野で共通政策をとることになっているが、実際に域内の政策のなかで、はっきり共通政策を実施しつつあるのは農業政策のみである。

EECは最終的に行きつくべき政治統合については、その目標も輪郭もはっきりしていなかったが、関税同盟から経済同盟という路線は当初から明確であり、したがって農業も当然、統合政策の対象となっていた。EEC成立以前には各国は程度の差こそあれ、かなりきびしい農業保護政策を採用していた。この保護政策をEEC全体のものとして統一的に実施しようとする。すなわちEECはひとつの農業共同市場——この中では農産物価格は統一され、保護の障壁は撤廃されて農産物は自由流通し、各国の農業者は競争状態になる——を形成し、第三国に対しては共通の国境障壁をもって手厚く保護されることになる。この政策はEEC内で農業のウェイトが相対的に高いフランスによって強力に推進され、同時に農業の保護よりも工業の進展に利害を感じていた西ドイツがこれを受入れて共通政策がおし進められたのであった。

穀物流通政策の国際比較（吉木）

初期についてみると、フランスと西独との穀物に関する長期協定の期間は1958年より1962年までとされた。この間フランスは西独に対して次の通り輸出するというものであった。

小麦——毎年325トン。飼料用とうもろこし——毎年325トン。ただし1960年には376トンとする。パン用特殊小麦——1961年には、25,000トン、62年には75,000トン。

協定価格は、その穀物の現行国際価格（1キンタル「100キログラム」当たり、2ポンド5ペニス）に、それと西独における市場価格（同じく3ポンド14シリング）の差額の6分の1を加算したものとされ、この差額の支払いは年々増加して5年間で西独の市場価格に等しくなるように定められている。これにより西独は国際価格より高い穀物をフランスより買付けることとなり、これまで国際価格より割高のため伸びなかつたフランス穀物の西独向け輸出は増加することとなった。

（3）西ドイツの農業法と日本の農業基本法

1955年に西ドイツに「農業法」Landwirtschaftsgesetz の成立を見た、この法律は農業の「自然制約的および経済的不利益を補正し」、「生産性の向上」実現と「農業者の社会的状態がこれと比較しうべき職業群と同等ならしめられるべきもの」といういわゆる「均衡理念」の上に立っている。

そして「正常な管理の下で一農民家族の経済的生存を継続的に保証するような平均的生産条件を有する経営が、労賃、経営管理報酬、資本利子の正当な額を得たかどうかの農家経済調査を毎年実施し、そこに不均衡が生じたばあいは、必要な措置を講ずる」という、簡潔な全九条の法律である。この必要な措置とは、国際競争力強化のための生産性向上、規模拡大、機械化、交換分合と農場制、村落再編などを主たる内容としていた。西ドイツにおいても程度の差こそあれ、日本農業と同様の環境条件や政策課題があったとみてよいであろう、1961年に公布された日本の農業基本法は、西ドイツ農業法に範をとったものである。

穀物流通政策の国際比較（吉木）

日本においては1960年、61年から日本経済の高度成長政策がはじまり、国民所得の倍増政策が打ち出されることになった、そうすると、都市産業所得の伸びと農業所得の伸びとの間に開きができる、しかもその開きが益々大きくなっていくのではないかと予想されるに至った。1961年に公布された農業基本法は農業のもつ不利な条件を是正しながら、高い生産性を發揮することを目的としたものである。

しかば、農業基本法農政の理念はどういうものであったろうか。それは工業に対する農業の生産性の見劣り、したがって工業の所得に比べての農業所得の弱少さを是正しようというところから出発した。

これに対して西ドイツの農業法は、この農業の劣弱さというものが、より多く農業の本来的な性格に原因しているものと見ているのである。これに対し、日本の農業基本法は、西ドイツの農業法に範をとったものではあるが、しかしこれについてはより多く農業近代化の遅れによるものとみているのであって、そこにはいくらかの認識上の開きが存在していた。それが自づから具体的な政策の展開において現われてくることになるのである。

IV 日本の穀物流通政策

(1) 生産者米価の決定

ここで穀物というのは、米(こめ)、麦、とうもろこし、こうりゃん、大豆等をいうのである。日本の穀物流通政策を特徴づけているものは、米(こめ)を自給して、米(こめ)以外の穀物を輸入していることである。それらの穀物のうち、米(こめ)と麦類とは、「食糧管理法」という法律により規制されている。この法律が制定されたのは、第2次大戦中の昭和17年であって、当時は、戦時の食糧不足時代に、国民の食生活を円滑に行うために制定されたものであったが、終戦直後も戦時中と同様に食糧は不足していたから、食糧管理法はそのまま適用された。しかし昭和25年の朝鮮戦争が終るころから、国民の消費水準も戦前に復帰し、もはや戦後ではないといわれるようになった昭和27年に麦

穀物流通政策の国際比較（吉木）

が国による直接統制から間接統制に移された。しかし、米（こめ）は依然として国により直接統制され、今日に至っている。直接統制というのは、政府が（こめ）についての配給計画をたてているからである。昭和54年産米についてみると、第Ⅰ表のようになっている。すなわち、

表Ⅲ 米（こめ）の配給計画

（単位 万トン）

(1) 潜在生産量	1,340
(2) 生産制限	170}
(3) 農家保有米	340}
(4) 農家販売量	830
(5) 政府管理米	575
(6) 自主流通米	255

農民の恣意に任せて、自由に生産させれば1,340万トンを生産するのであるが、それでは生産過剰になるので、170万トンの生産制限をさせている。また農家の保有米は340万トンであるから、農家の販売量は830万トンとなる。そのうち、575万トンが政府管理米であり、255万トンが、自主流通米である。このように数量についての配給計画のわくがはめられている故に、配給米であり、直接統制されている所以である。自主流通米は農協が買いとり、指定された卸売業者にわたり、登録米穀小売商を経て、消費者まで流通するがその価格は、一応自由の決定にまかされている。昭和46年産米から予約限度制が導入されたが、これに伴い生産者別に定められた予約限度数量から自主流通米の数量を差し引いたものを政府が買い入れる方式とした。すなわち予約限度の総量は、政府米と自主流通米を合わせた総流通需要量とされているわけであるので、その後の諸手続を進める上で生産者別に政府米と自主流通米を振り分ける必要がある。この場合の政府米と自主流通米との振り分けは実際には全国団体——県集荷団体からの目標の指示に基づき、指定集荷業者が行っており、その振り分けに従って農産物検査も区分して行われている。政府米の買入価格すなわち生産者米価の決定については、食糧管理法第3条第2項の規定により、生産費および物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産の確保をはかることを旨として定めることになっており、その算定については、昭和35年以降、生産費およ

び所得補償方式によって行っている。

54年産米の生産者米価（政府買入価格）は2年間連続据置きであるが、従来の生産者米価には銘柄米奨励金こそついていたが、米価そのものは、味の如何にかかわらず一律であった。それを54年産米からは、味による価格の差別を生産者米価にとり入れたのである。その基準となる米価中心価格は玄米60キログラム当たり、17,176円であって、品質格差を導入する前の「うるち軟質1等裸価格」と同額。ただし、農家の手取価格（基本価格）は、うるち1～5類、1～2等平均の包装込みで60キロ当たり、17,279円となり、昨年の基本価格17,251円より28円増となるが、これは「品質格差導入」の影響である。品質格差は1類は中心価格より400円高、2類は250円高、3類は中心価格そのもの、4類は200円安、5類は600円安である。

1類に属する米は、秋田県のササニシキ、新潟のコシヒカリなどの良質米である。5類は北海道産米の大部分である。品質格差は1類から5類の間では、400円+600円すなわち1,000円の幅があるわけである。

（2）消費者米価の決定

消費者米価とは、政府米について政府が米穀卸売業者に売り渡す価格であって、食糧管理法の第4条に家計費および物価その他の経済事情を参照し消費者の家計を安定せしむることを旨として、これを定むと規定してある。

54年度までに過剰米は700万トンに及んでいる。米（こめ）があまっているのに、消費者米価をあげるには、おかしいという声が米価審議会において消費者側委員の側から出たが700億円にものぼる食管赤字が財政を圧迫しているという理由から。米価審議会は、会長を除く23人の委員（うち生産者代表と消費者代表は各5人）の全員が政府案（米3.2%，麦14.1%の引き上げ）について意見を表明した。米の場合値上げを「やむを得ない」あるいは「妥当とする委員が16人で、「反対」が7人、麦の場合はそれぞれ17人と6人という色分けになった。ただ値上げをやむを得ないとする委員のうち米の場合3人、麦の場合1人がそれぞれ「引き上げ幅の圧縮」を求めた。また一部の中立委員は「財源が必要な

ら農業基盤整備費を繰り延べて、その分を振り向けるべきだ」と強調した。3.2%引き上げの結果、玄米60キロ当15,391円から15,891円と500円(3.2%)のアップとなり、小麦は1トン当たり65,029円から74,198円と8,900円(14.1%)のアップとなり、精米10キログラム当たりの、標準価格米は3,125円から3,235円へと110円(3.52%)の値上がりとなる。農林水産省の試算によると、今回(55年2月1日)の値上げが消費者物価全体に与える影響は米(こめ)が約0.12%，麦が0.06%で合わせて0.18%程度(外食への影響を含む)だという。

(3) 麦の政府壳渡価格(消費者麦価)の改定

上記のように麦の消費者麦価すなわち政府壳渡価格は14.1%引き上げられることになったがこの点について更に詳論を試みよう。

麦の政府壳渡価格は、昭和30年代以降外麦の国際価格が長期に亘り低位に安定していたこともあって40年代の後半までは実質的に据え置かれてきていた。

しかしながら、40年代も後半に入り穀物の国際需給のひっ迫に伴って外麦の輸入価格も急激な上昇を示し、外麦の売買価格関係は一転して逆ざやの状態に変ってきた。このような状況の変化のもとで、財政面あるいは輸入農産物の価格のあり方等から、外麦の逆ざや関係を段階的に解消する必要があり、48年12月、51年1月および51年7月に政府壳渡価格の改定が実施された。

その後は、穀物の需給が緩和して小麦の国際価格も次第に低下し、外麦に係る売買価格関係は順ざやに転じ比較的安定して推移してきたことや、53年には円レートが1ドル180円にも昂騰して、麦勘定に大幅な黒字(1,006億円)を生じ、この黒字をもって米(こめ)の食管赤字をうずめるというような特別の事情もあったため、51年7月改定以降据え置かれていた。

麦の政府壳渡価格は、食糧管理法第4条の3、第3項の規定によるが、具体的には同法施行令第2条の4の規定により、外麦のコスト価格、国内産麦のコスト価格、精米の消費者価格との関係その他経済を総合的に勘案し、家計の安定を旨として定めることとなっている。

このような規定の下で、最近の麦価の取り扱いに際しては、米(こめ)需給

穀物流通政策の国際比較（吉木）

の均衡を図り、食糧農産物の総合的な自給力を向上させるという食糧・農業政策上の観点からは、米価との関係を考慮しつつ定める必要があったわけであるが、麦の国際価格の動向あるいは円高等の事情から51年7月以降据え置かれてきているのが実情であった。

しかしながら、最近の麦をとりまく事情については、大幅な状況の変化が見られる。

すなわち、麦の国際価格は1時期に比べ上昇気味に推移しており、55年1月のシカゴの小麦の現物相場は1ブッシュル（小麦の場合約27キログラム）4ドル23セントというように、一時期に比べ上昇気味に推移しており、今後も堅調に推移するものと見込まれたこと、また円レートも、1ドル237円というよう大幅な下落をみせていること等から、外麦の売買価格関係はほぼ均衡状態と言える関係まで縮小した。外麦に係る食糧管理特別会計の54年度における利益は、当初見込んだ880億円に対し280億円程度縮小して約600億円程度まで減少すると見込まれる。

一方、54年度の国内麦の生産について、農林水産省は作付面積を25万9,000ヘクタール、生産量を75万3,000トンと見込んでいた。ところが麦の作付けを奨励していることもあって、作付面積が26万4,800ヘクタール、生産量が94万3,000トンにふえたようである。したがって食糧管理特別会計の国内産麦に対する赤字は、当初見込ていた550億円を250億円も上回り、約800億円に達するものと見込まれている。

このような内・外麦の事情の変化により、内麦の赤字は800億円であるのに対して、外麦の黒字は600億円であるから差引き200億円の赤字となるので、麦の格府壳渡価格をどうしても引き上げなければならなくなり、その値上げ率を14.1%としたのである。

この算定において、輸入麦のコスト価格は、北米大陸太平洋岸におけるアメリカ産ウェスタン・ホワイト（WW）、アメリカ産ハード・レッド・ウィンターハード（HW 11.5%もの）、およびカナダ産ウェスタン・レッド・スプリングNo.1（1CW 13.5%もの）の9月から12月における3ヶ月間のFOB価格の平均を基に算出された政府買入価格に保管および壳渡しに要する政府管理経費を加

算して求める。

① 輸入麦コスト価格

F O B価格	ブッシュル	5.26 ドル
輸入麦買入価格	トン	55,568円
政府管理経費	トン	5,171円
輸入麦コスト価格	トン	60,739円

つぎに、国内産麦のコスト価格は、小麦2類2等の価格に政府管理経費を加算して求める。

② 国内産麦コスト価格

国内産麦買入価格	トン	165,383円
政府管理経費	トン	18,741円
国内産麦コスト価格	トン	184,124円

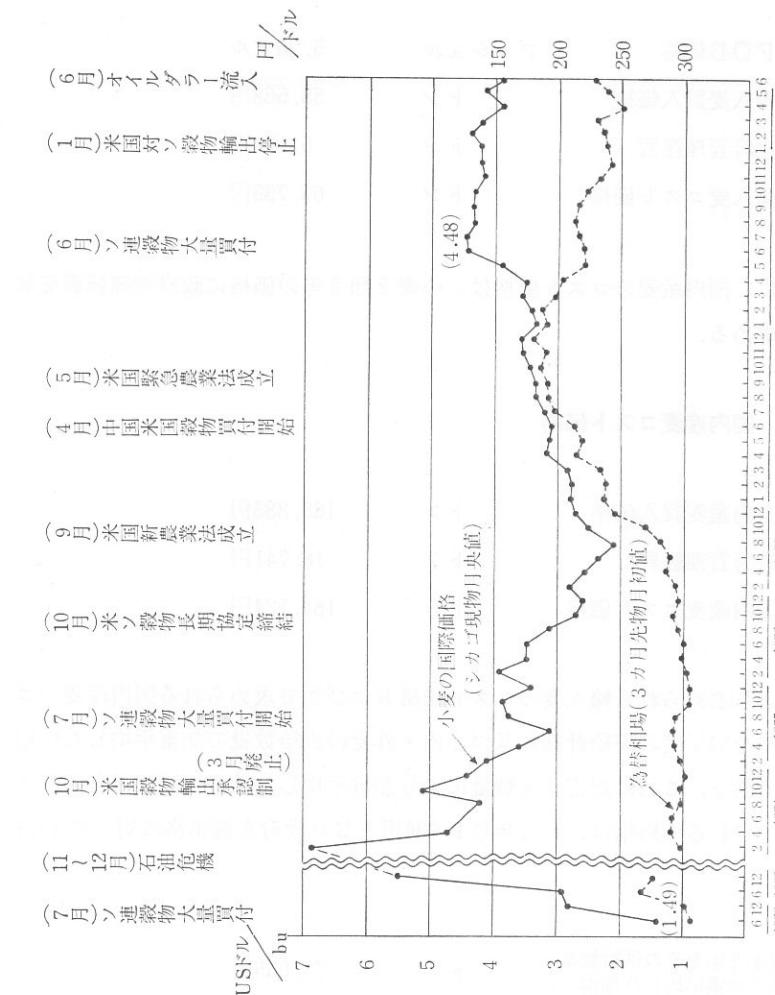
①により求められる輸入麦のコスト価格および②で求められる国内産麦のコスト価格を54年度の需給計画に基づく内・外麦の供給数量で加重平均した供給コスト価格と、これに対応する数量により加重平均した政府壳渡価格との関係から算定される価格幅は、トン当たり9,036円となり政府壳渡価格に対して14.1%となる。

Ⓐ	(①と②をその供給数量 で加重平均した価格)	トン	73,065円
Ⓑ	(Ⓐに対応する麦の政府 壳渡価格)	トン	64,029円
Ⓒ	Ⓐ - Ⓑ	トン	9,036円
Ⓓ	Ⓒ ÷ Ⓑ		14.1%

穀物流通政策の国際比較（吉木）

谷物政策と世界貿易

新規イーストマーケット・③



図III 小麦の国際価格と為替相場の推移

穀物流通政策の国際比較（吉木）

このように、入札に応ずる穀物輸入商社の麦についての建値はトンに対する円建である。

そして、小麦の輸入価格が安いか高いかを決定するのは、小麦の国際価格が安いか高いかによって決定される半面、為替相場が、円安かによって左右されるのは、石油の場合と同様である。昭和55年産の小麦については、食糧庁輸入課の試算は1ドル225円のベースの上にたてられていた。円レートは今年の4月7日には1ドル260円に急落したが、その後続騰して219円台に達したが今日（7月2日）は1ドル220円60銭である。小麦の国際価格と為替相場との変動の様子は表IVに示した通りであり、これを図表化したものが図IVである。

表IV 小麦国際価格および為替相場変動表 (ドル/bu. 円/ドル)

年月 種別	1972年		1973年		1974年		
	6月	12月	6月	12月	2月	4月	6月
小麦国際価格 (シカゴ現物月初値)	ドル 1.49	2.66	2.85	5.61	6.72	4.65	3.76
為替相場 (3カ月先物月初値)	円 303	293	261	291	308	298	284
1974年			1975年				
8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月
4.25	5.04	4.49	4.17	3.52	3.05	3.89	3.90
297	300	303	298	291	292	298	307
1976年						1977年	
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
3.89	3.47	3.46	3.02	2.75	2.62	2.76	2.59
304	300	301	294	288	297	289	276
							2.30
							277

穀物流通政策の国際比較（吉木）

1977年			1978年					
8月	10月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
2.13	2.59	2.76	2.80	2.77	2.92	3.26	3.16	3.08
267	261	242	234	239	235	215	222	219
1978年						1979年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3.16	3.31	3.33	3.48	3.51	3.55	3.45	3.53	3.73
199	185	189	187	175	197	193	201	210
1979年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3.56	3.98	4.48	4.46	4.29	4.30	4.21	4.19	4.25
210	221	221	217	216	220	224	234	248
1980年								
1月	2月	3月	4月	5月	6月			
4.23	4.31	4.20	3.91	4.16	3.96			
237	238	246	250	241	227			

(数字の出所、農林水産省食糧庁輸入課および日本興業銀行)

(4) 麦の買入れ価格の引き上げ

生産者米価は昨年7月に公定された（2年据置き）が、国内産麦の買入れ価格は本年6月28日に7.9%引き上げられた。米は直接統制されているので、自主流通米や、今日やかましい問題となっている「闇み米」を除けば、政府管理

穀物流通政策の国際比較（吉木）

米は玄米60キログラム17,279円で買い上げられねばならぬ。それでなければ食糧管理法違反に問われるのである。しかし、麦は間接統制の対象となっているので、自由に取引されてよいのであるが、政府買上げ価格は、自由価格より高くきめられているので農民は政府に売る方が有利になっている。これによって麦の取引値の最高価格が政府によって保証されており、これを裏からいえば、麦についての最低価格支持が行われていることを意味する。

これは国内産麦についていえるだけであって米も麦も輸出入については政府の貿易管理のもとに置かれている。

〈参考文献〉

- (1) 農村法制研究会編『農業基本法の手引』学陽書房、1961年。
- (2) 山岸光幸『小麦の壳渡価格の改定』環穀協会発行、食糧管理月報1980年3月号。
- (3) 柏祐賢・坂本慶一編『戦後農政の再検討』ミネルヴァ書房。
- (4) 齊藤猛『カナダにおける麦類の生産流通機構』輸入食糧協議会、1976年。
- (5) 山内常司『オーストラリアにおける麦類についての生産、流通、価格などの制度』輸入食糧協議会報、1978年1月—1979年10月(11回)。
- (6) James Trager; *Amber Waves of Gsain*, Arthur Fields Books. Inc.
(ジェームス・トレイジャー著、坂下昇訳、穀物戦争)。
- (7) 食糧庁編輯『食糧管理関係法規集』大成出版社。
- (8) 食糧管理制度研究会編著『食糧管理法の解説』1978年、大成出版社。
- (9) 山地進『食糧でわたりあう米ソ』日本経済新聞社、昭和55年2月20日。
- (10) 1月25日NHK特集『巨大穀物商社—アメリカの食糧戦略のかけに』はソビエトがアフガニスタン進攻に先だってアメリカの穀物商社から買付けた事情を克明に報道した。テレビ報導が重要度を加えてきているので、これを文献に加えた。
- (11) 大蔵省E E C 研究会『E E C の全貌』昭和37年、日本關税協会発行。
- (12) 片山謙二著『E C の発展と欧州統合』日本評論社、昭和53年。
- (13) FAO, Production Yearbook. 1971-1978.
- (14) FAO Trade Trade Yeabook. 1971-1978.
- (15) United Nations, Yearbook. 1971-1978.
- (16) 加藤一郎『講座日本近代化発達史 第6巻 農業法』勁草書房、1959年。
- (17) モーリス・ドソブ蓄、野々村一雄訳『ソヴェト経済史』上、日本評論社、昭和49年。
- (18) 通商産業省編『通商白書』1978年版、各論。
- (19) 各保巣『総合商社と世界財閥群』東文布井出版、1975年。

